

平成 23 年 8 月 16 日

## 「生活復興支援資金」貸付の実施について

都道府県社会福祉協議会が実施主体である生活福祉資金貸付事業においては、「緊急小口資金」の特例貸付に引き続き、被災世帯の生活の復興のために一時的に必要な経費の貸付ができるよう、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の特例措置である「生活復興支援資金」貸付が実施されています。

特例貸付の概要は以下のとおりですが、申し込み方法等の詳細については、実施主体である都道府県社会福祉協議会にご確認ください。

### 【生活復興支援資金の概要】

#### 1. 貸付対象

東日本大震災により被災した低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合も含む）

#### 2. 貸付種類と金額

資金費目	貸付上限額
①一時生活支援費 生活の復興の際に必要な当面の生活費	(2人以上世帯) 月 20 万円以内 (単身世帯) 月 15 万円以内 貸付期間：6 か月以内
②生活再建費 住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	80 万円以内
③住宅補修費 住宅補修等に必要な費用	250 万円以内

#### 3. 貸付の受付および貸付金の交付

申込は、実施主体の都道府県社会福祉協議会が定める書類を添えて、居住地の市町村社会福祉協議会を經由し、都道府県社会福祉協議会にお申し込みください。

申込から交付までは、書類の確認や審査のため、手続きに一定の時間を要します。